

越谷市告示第106号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項の規定に基づき指定する幅員6メートル以上の「道路」の区域は、下記に掲げる区域を除く区域で、別図に定めるとおりする。

平成15年4月4日

越谷市長 板川 文夫

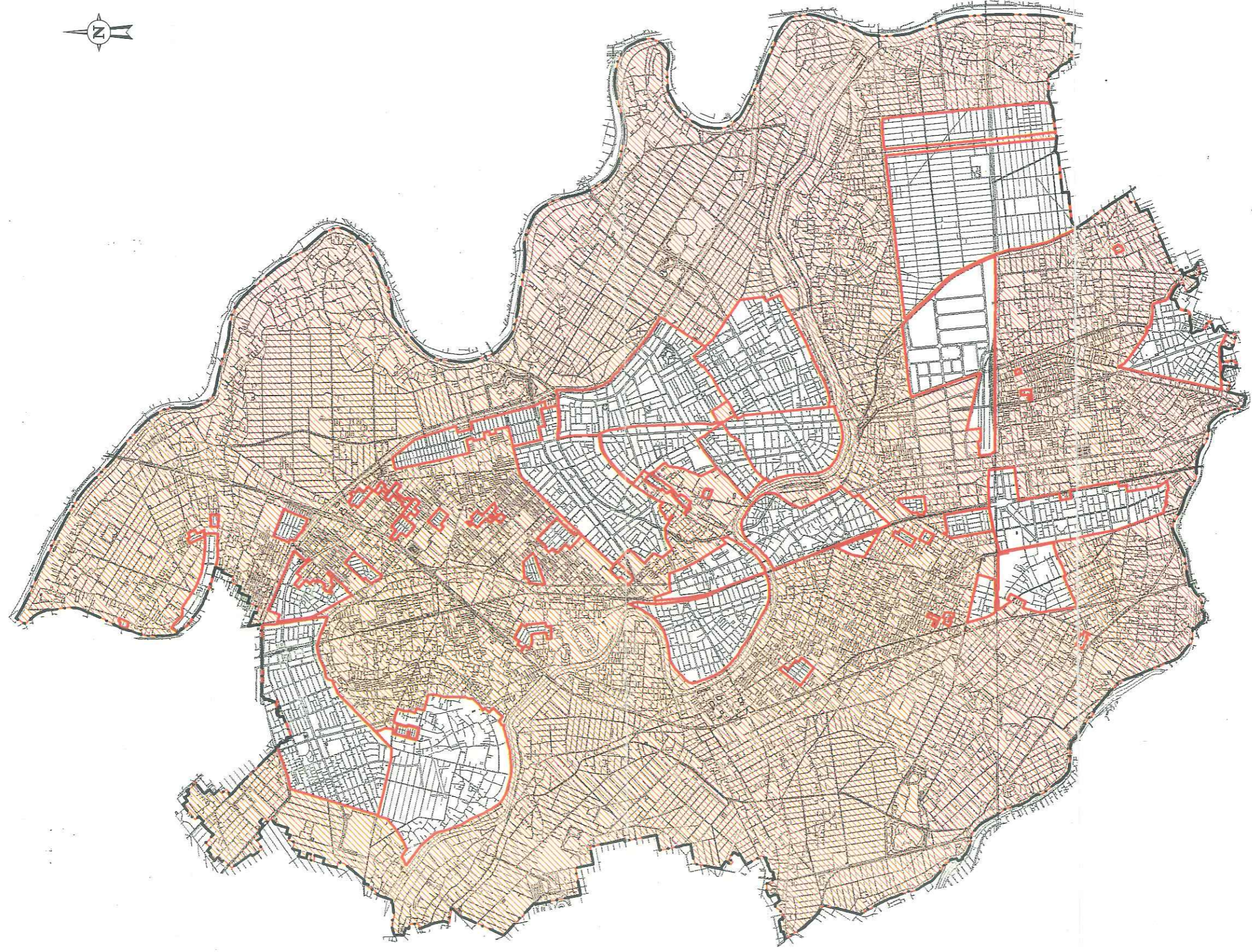
1 指定を除く区域

- (1) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業を施行した区域、現に施行中の区域及び計画決定がなされた区域
- (2) 旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）により造成された住宅団地の一部の区域
- (3) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）により造成された流通業務団地の区域
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）により開発された区域で、建築協定等が定められた区域
- (5) 瓦曽根一丁目の一部、大沢一丁目、大沢二丁目から大沢四丁目までの各一部、越ヶ谷一丁目から越ヶ谷三丁目まで、越ヶ谷五丁目、御殿町、柳町、越ヶ谷本町、中町及び弥生町の区域

2 施行期日 平成15年10月 1日

別図

建築基準法第42条第1項の規定により指定する区域指定図



凡 例

市町村界

法第42条第1項の規定により指定する区域

0.0 0.4 0.8 1.2 1.6 2.0 km

越谷市告示第232号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項の指定区域内において同条第3項の規定により別に水平距離を指定する道は、下記に掲げるとおりとする。

平成15年9月30日

越谷市長 板川 文夫

1 指定する道

(1) 法第42条第1項の指定区域（以下「区域」という。）の除外区域の土地に沿う場合で、幅員が1.8メートル以上の場合は、その中心線から水平距離3メートルの線をその道路の境界線とみなす。

(2) がけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合で、幅員が

1.8メートル以上6メートル未満の道は、次の各号による。

ア 幅員が1.8メートル以上2メートル未満の場合は、当該がけ地等の境界線から道の側に水平距離4メートルの線をその道路の境界線とみなす。
イ 幅員が2メートル以上6メートル未満の場合は、その中心線からの水平距離3メートルの線をその道路の境界線とみなす。

(3) 越谷市が道路境界線を別に指定した道については、その線を道路の境界線とみなす。

(4) 区域が指定された際、幅員が1.8メートル以上4メートル未満の私道で現に建築物が立ち並んでおり、かつ、一般の通行に供されているとして越谷市がその道を幅員4メートル以上とする線を指定したものは、その線を道路の境界線とみなす。

2 施行期日 平成15年10月1日

越谷市告示第233号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項の指定区域内において同条第4項第1号の規定により指定する道路は、下記に掲げるとおりとする。

平成15年9月30日

越谷市長 板川 文夫

1 指定する道路

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、都市再開発法（昭和44年法律第38号）、新都市基盤整備法（昭和47年法律第86条）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）等及び旧越谷市開発指導要綱（平成2年告示第103号）により築造された幅員4メートル以上の道

- (2) 法第42条第1項第5号に基づく位置の指定を受けて築造された幅員4メートル以上の道

- (3) 法第42条第1項の区域が指定された際現に建築物が立ち並んでおり、かつ、一般の通行に供している幅員4メートル以上の私道

- (4) 法第42条第3項の規定に基づき指定され、かつ、幅員4メートル以上で拡幅された道

2 施行期日 平成15年10月1日

越谷市告示第107号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号及び第2項第3号、第53条第1項第6号、第56条第1項第1号並びに第56条第1項第2号二に基づく用途地域の指定のない区域内の建築物について定める数値は、次のとおりとする。

平成15年4月4日

越谷市長 板川 文夫

1 指定された数値

区 域	法第52条第1項第6号に基づく数値	法第52条第3号に基づく数値	法第53条第1項第6号に基づく数値	法第56条第1項第1号別表第3第5項(に)の欄に基づく数値	法第56条第1項第2号に基づく数値
都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条の規定による都市施設で4ヘクターを超える公園及び河川区域	10/10	4/10	5/10	1.25	1.25
上記に掲げる区域以外の区域	20/10	4/10	6/10	1.25	1.25

2 施行期日 平成15年10月1日

○ 越谷市まちの整備に関する条例（抜粋）

平成 14 年 12 月 18 日

条例第 51 号

第 8 章 建築基準法に規定する建築物の基準

（日影による中高層の建築物に係る高さの制限）

第 57 条 建築基準法第 56 条の 2 第 1 項の規定により、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域、同法別表第 4(ろ)欄の 4 の項イ又はロのうちから指定するもの、指定する平均地盤面からの高さ及びそれぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として指定する号は、次のとおりとする。ただし、日照の確保を要しない施設の区域であって規則で定めるものを除く。

対象区域		建築基準法別表第 4(ろ)欄 4 の項において指定するもの	平均地盤面からの高さのうち建築基準法別表第 4(は)欄 2 及び 3 の項において指定する高さ	日影時間として建築基準法別表第 4(に)欄で指定する号
建築基準法別表第 4(い)欄に掲げる地域又は区域	都市計画法第 8 条第 3 項第 2 号イの規定又は建築基準法第 52 条第 1 項第 6 号の規定により定められた容積率	—	—	(1)
	10 分の 6 又は 8 10 分の 10	—	4 m	(2)
第一種低層住居専用地域	10 分の 10 又は 15	—	4 m	(1)
	10 分の 20	—	—	(2)
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	10 分の 20	—	4 m	(1)
	10 分の 20	—	—	(2)
近隣商業地域 準工業地域	10 分の 10	イ	—	(1)
	10 分の 20	ロ	—	(2)
用途地域の指定のない区域	10 分の 10	イ	—	(1)
	10 分の 20	ロ	—	(2)

○ 越谷市まちの整備に関する条例施行規則（抜粋）

平成 15 年 9 月 5 日

規則第 64 号

（日照の確保を要しない施設の区域）

第 41 条 条例第 57 条ただし書に規定する区域は、流通業務団地、増森工業団地及び平方工業団地の区域とする。